

ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成21年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）抜粋

4.1 調査の進め方	
(1) 地域概況調査	<p>調査の結果、環境基準を超過する又は調査指標値以上の地点が判明した場合には、当該地点を中心に、さらに詳細な資料等調査（聞き取り調査及び現地調査を含む）を行い、原因を推定する。その際、検出されたダイオキシン類の同族体又は化合物の構成比を参考とすることができる。</p> <p>環境基準を超過した場合で汚染源が推定できた場合には、当該汚染源を踏まえた範囲確定調査を行う。</p> <p>汚染源が推定できなかった場合には、汚染判明地点を中心に範囲確定調査を行う。</p> <p>また、調査の結果、環境基準を満たしているが、調査指標値以上のダイオキシン類の蓄積が判明した場合には、調査指標確認調査を行う。</p>
(2) 確認調査指標	<p>地域概況調査の結果、調査指標値以上のダイオキシン類濃度を示す地点の存在が判明した場合には、まず、ダイオキシン類が蓄積した原因の推定に係る資料等調査を実施する。また、周辺の土壌中のダイオキシン類濃度が環境基準を超えるおそれがあるので、資料等調査の結果や周辺の状況に応じて土壌の追加調査を行う。</p>
(3) 範囲確定調査	<p>a) 平面範囲の確定</p> <p>① 調査地点の設定 試料採取地点は概ね1,000m²につき1 地点程度を原則とするが、区分の間隔は対象地域の広さや調査目的に応じて適切に設定する。</p> <p>② 調査結果の評価と平面汚染範囲の確定 環境基準超過地点と近接する環境基準を満たす地点とを直線で結び、その中間点より垂線を引き、各垂線の交点で結ばれた多角形を汚染範囲とする。</p> <p>b) 深度範囲の確定</p> <p>① 調査深度 調査の深度は、表層から5cm までの調査に加え、5～10cm、10～15cm、15～20cm の深度で各々層別の試料の採取を行うことを基本とするが、資料等調査により汚染深度が推測できる場合はこの限りではない。また、調査した深度でなお環境基準を超過している場合には、環境基準以下になると予想される深度まで適当な間隔において深度方向の調査を実施する。</p> <p>② 調査結果の評価と深度範囲の確定 調査の結果、環境基準を超過する層と近接する環境基準を満たす層の中間を境界として設定する。</p>
4.2 試料採取	
	<p>土壌試料の採取は、調査地点において、原則として、表層5cm の土壌について5 地点混合方式で行う。</p> <p>なお、範囲確定調査で深度範囲の確定を行う場合には1 地点の柱状試料を採取する。</p>

